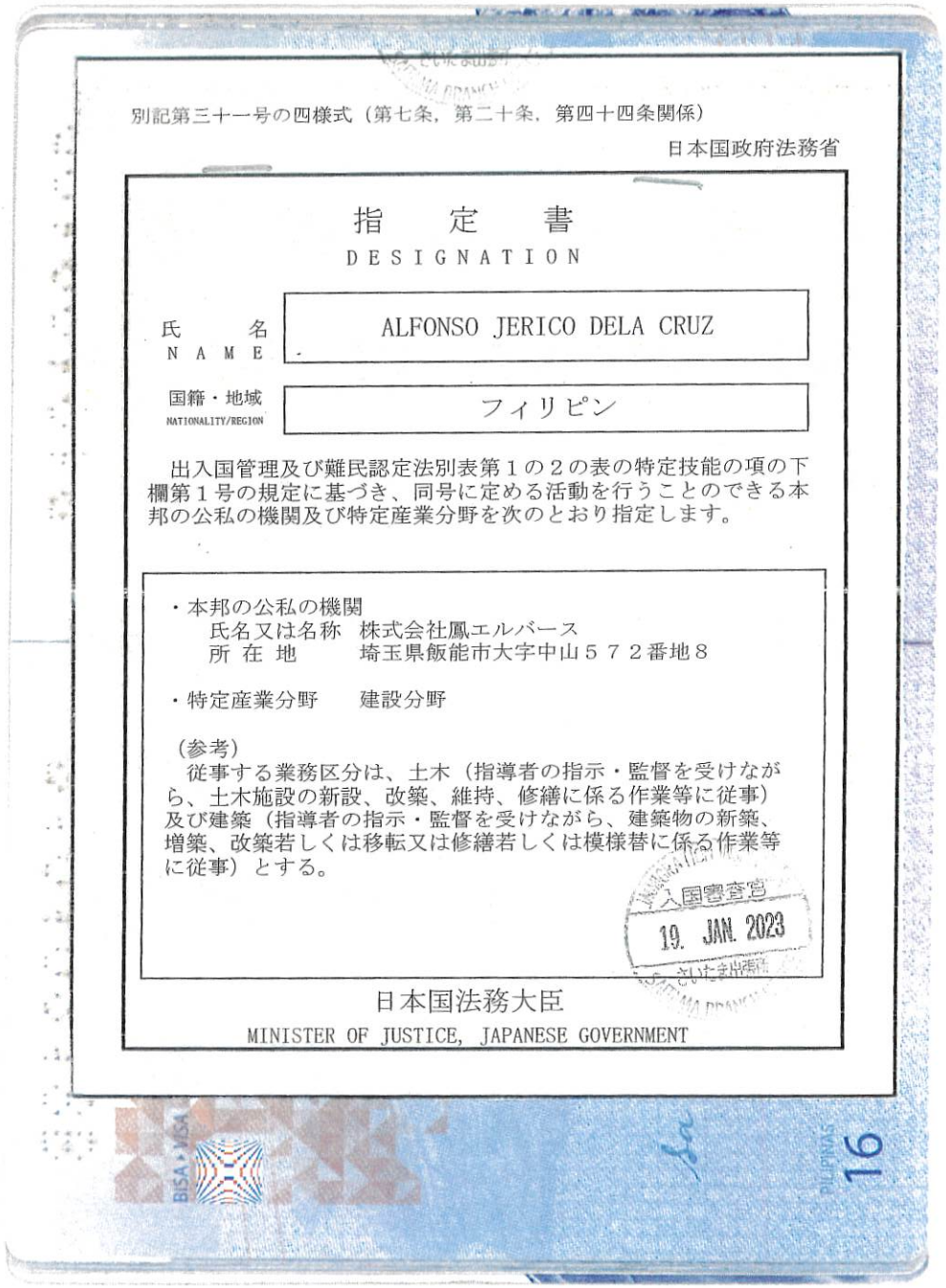

別記第三十一号の四様式（第七条，第二十条，第四十四条関係）

日本国政府法務省

指　定　書

DESIGNATION

氏　名 NAME	ALFONSO JERICO DELA CRUZ
国籍・地域 NATIONALITY/REGION	フィリピン

出入国管理及び難民認定法別表第１の２の表の特定技能の項の下欄第１号の規定に基づき、同号に定める活動を行うことのできる本邦の公私の機関及び特定産業分野を次のとおり指定します。

・本邦の公私の機関
　氏名又は名称　株式会社鳳エルバース
　所 在 地　　埼玉県飯能市大字中山５７２番地８

・特定産業分野　　建設分野

（参考）
従事する業務区分は、土木（指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事）及び建築（指導者の指示・監督を受けながら、建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕若しくは模様替に係る作業等に従事）とする。

入国審査官
19. JAN. 2023
さいたま出張所

日本国法務大臣

MINISTER OF JUSTICE, JAPANESE GOVERNMENT